

地方自治法第199条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月19日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 及川 宜成
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 多田 龍吉

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成26年9月1日から平成27年8月31日までの広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況

2 監査の実施日

平成27年9月18日から平成27年11月19日まで

3 実施した監査手続

監査の対象とした財務に関する事務の執行について、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局から提出された資料並びに提示のあった関係書類等に基づいて、突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査を執行する中で見受けられた、改善、検討を要する事項については、その内容を示し、適正な事務執行に努められるよう要望した。